

テーマ : 成年年齢の引下げ

民法改正による成年年齢の引下げ

- (1) 民法は、第4条において自然人の行為能力として20才以上と定めていたが、令和4年4月より「年齢十八歳をもって、成年とする。」と改正された。第5条は、未成年者の法律行為につき「法定代理人の同意を得なければならない。」と定めるので、現在では満18才以上の者は単独で有効に法律行為、すなわち契約を締結することができる。
- (2) また、女性の婚姻適齢については、従来男性18才、女性16才とされていたものが、男女を通じて18才に改正された（民法第731条）。
- (3) なお、遺言能力については従来より15才以上と定められており（民法第961条）、この点についての改正はない。

民法以外の法律による年齢の制限

- (a) しかし、飲酒喫煙については従来より特別法によって禁止されており（但し、タイトルを「二十歳未満ノ者ノ飲酒（喫煙）ノ禁止ニ関スル法律」と改正）、競馬（勝ち馬投票券）その他の公営ギャンブルについても、20才以上の制限が維持されている。
- (b) 少年法に関しては、18才、19才の者を「特定少年」と定義して全件家庭裁判所送致と改正されたが、1年以上の懲役又は禁固にあたる罪を犯した18才以上の特定少年事件については全件逆送致（家庭裁判所から検察庁に送致される取扱い）とされており、18才以上の者が起訴された場合には実名及び写真報道が可能となった。
- (c) また、公認会計士、司法書士、医師、薬剤師などの資格要件についても従来から「未成年」と規定されており、民法改正に伴って18才以上に引き下げられた。
- (d) 国民年金の被保険者資格、特別児童扶養手当の支給対象などについては、従来から「20才以上」と定められており、民法一部改正による影響はない。
- (e) なお、離婚等に伴う養育費の支払は民法上の成年年齢と直接の関連性はなく、また、扶養義務についても今般の民法一部改正によって、被扶養者18才になった以降に扶養義務が消滅するものではない。

実務上の留意点

現在、成年年齢を20才とするのは先進国ではニュージーランドのみであり、今回の民法一部改正による成年年齢の引下げは国際的な潮流に合致させたものである。これによって、18才、19才の成人に対するインターネットを利用した詐欺的取引などの消費者トラブルが増加するおそれが指摘されている。この対策としては、消費者ホットライン（#188）や日本司法支援センター（法テラス）の周知徹底によって対応することが予定されている。他方、18才、19才の成人者には資力が十分でないという問題が生じるが、企業側としては、両親などの資力のある親族を保証人とするといった対応が必要となる。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.112は、「遺言のデジタル化」(24S43)の予定としております(2024/6 発行予定)。

以上